

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市あさひ町二五番、最後の住所山形県山形市南二番町一番二一〇五号ネオハイツ南二番町

被相続人 亡 柿本 隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

山形市城北町一丁目三番一七号 五十嵐法律事務所

相続財産清算人 弁護士 五十嵐憲太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市樺崎町一一二番地、最後の住所栃木県足利市樺崎町一一二番地一

被相続人 亡 羽生 昭博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

栃木県足利市丸山町六一四一一 清和ビル

一〇・一〇二 富岡法律事務所

相続財産清算人 弁護士 富岡 規雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目一八一六番地、最後の住所埼玉県春日部市谷原一丁目一八番地一ドルミ春日部四一一号

被相続人 亡 中野 直之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番地一二新越谷第一生命ビルディング五階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 若生 直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市新堀二丁目一四一〇番地、最後の住所埼玉県新座市新堀二丁目三番一二号

被相続人 亡 山本 健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

埼玉県志木市本町四丁目二番九号 相続財産清算人 弁護士 飯田 雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県壱岐市勝本町坂本触二一四番地、最後の住所東京都中央区月島二丁目一四番七号伊藤ビル一〇二号

被相続人 亡 吉田 康治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一〇号第二名和ビル四階 村木政之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村木 政之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込三丁目四一番地、最後の住所東京都足立区竹の塚三丁目七番二一三〇一

被相続人 亡 岡田千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

事務所東京都新宿区四谷二丁目九番地 四谷高木ビル四階 桃川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桃川 雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三番地、最後の住所東京都墨田区東駒形二丁目一八番七号

被相続人 亡 矢部 裕之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一〇号虎ノ門四〇Mビル二階 虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉田 朋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東向島三丁目二三番地、最後の住所東京都江戸川区中葛西五丁目八番一八一六〇四号

被相続人 亡 佐伯 巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区神田淡路町一丁目三番一〇号トーハン淡路町ビル九〇一 やまうえ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山上 俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町一丁目六番地、最後の住所東京都新宿区西落合二丁目二番一四号金宗ビル一〇二

被相続人 亡 落合 守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル一八階梶谷総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上田 慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺北三丁目五四四番地、最後の住所横浜市神奈川区中丸一五番地二

被相続人 亡 伊藤 浩明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

愛知県一宮市本町三丁目四番一号 田中ビル二階 えんや法律事務所

相続財産清算人 弁護士 塩谷 淳夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区豊一丁目一三〇三番地、最後の住所名古屋市中区豊一丁目一三〇三番地、最後の住所名古屋市中区豊一丁目一三〇三番地

被相続人 亡 近藤 昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十二日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル六〇一 鶴見法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山本 将貴

第66期決算公告

2026年5月31日 北海道旭川市永山2条3丁目1番20号

北海道ダイハツ販売株式会社

代表取締役 佐藤 浩光

貸借対照表の要旨 (2026年3月31日現在) (単位:千円)

資産の部			負債及び純資産の部		
流動	固定	資産合計	流動	固定	負債合計
6,181,675	2,360,840		5,785,559	(103,536)	5,682,023
			583,245		6,265,268
			6,368,804		6,368,804
			株主資本		2,173,711
			利益剰余金		44,000
			利益剰余金		2,129,711
			その他利益剰余金		11,000
			(うち当期純利益)		2,118,711
					(324,542)
			純資産合計		2,173,711
資産合計	8,542,515		負債・純資産合計		8,542,515